

令和5年第6回駒ヶ根市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年12月19日（火曜日）

午前10時00分 開 議

第1 諸般の報告

第2 追加議案の上程及び提案説明

議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第74号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

議案第75号 物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

第3 議案に対する質疑及び委員会付託

議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第74号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

議案第75号 物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

第4 委員長報告、質疑、討論及び採決

議案第66号 駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号 駒ヶ根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第69号 駒ヶ根市地域介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第70号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

議案第71号 財産の処分について

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第74号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

議案第75号 物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

第5 陳情の審査報告、質疑、討論及び採決

陳情第7号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書

第6 意見書の上程、提案説明、質疑、討論及び採決

議 案 第5号 日本政府の外交努力による、ハマス等パレスチナ武力勢力及びイスラエル双方に対して直ちに恒久的な停戦を求める等の意見書

市長挨拶

出席議員（14名）

1番	竹上陽子	2番	小林敏夫
3番	今堀雷三	4番	(欠員)
5番	小原晃一	6番	池田幸代
7番	中島和彦	8番	押田慶一
9番	藤井邦彦	10番	竹村 誉
11番	氣賀澤葉子	12番	中山万宝
13番	竹村知子	14番	宮下 稔
15番	小原茂幸		

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	伊藤祐三	副市長	小平 操
教 育 長	本多俊夫	総務部長	吉澤一義
教 育 次 長	北澤英二	企画振興課長	久保田 浩人
総務課長	竹村正宣	財政課長	福澤 修
民生部長	中村竜一	産業部長	小澤一芳
建設部長	小林 哲	会計管理者	北澤武志

事務局職員出席者

局 長	下平和弘
次 長	車田庄治
係 長	春日隆志

本日の会議に付議した事件

議事日程（第4号）記載のとおり

午前10時00分 開議

○局 長（下平 和弘君） 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（小原 茂幸君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

直ちに本日の会議を開きます。

議員定数15名、欠員1名、ただいまの出席議員数14名、定足数に達しております。

日程はタブレットに掲載してあります。

日程に従い会議を進行いたします。

日程第1 諸般の報告をいたさせます。

○局 長（下平 和弘君） 報告いたします。

12月13日付にて市長から次のとおり追加議案の送付がありました。

議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例など、条例1件、補正予算1件、事件1件の合計3件でございます。

また、議員提案によります意見書案1件が提出されております。

意見書案につきましてはタブレットに掲載してあります。

意見書案の朗読は日程の中で申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小原 茂幸君） 日程第2

議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第74号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

及び

議案第75号 物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

以上、条例1議案、補正予算1議案、事件1議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長（中村 竜一君） 議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

初めに議案第73号資料を御覧ください。

今回の手数料徴収条例の改正は、戸籍法の改正により戸籍に係る手続が追加されることに伴い手数料の規定を追加するものです。

「1 戸籍法の一部改正について」にありますように、令和元年に公布された戸籍法の改正のうち、令和6年3月1日から次の3つの手続が追加されます。

（1）戸籍謄本等の広域公布につきましては、現状、戸籍・除籍謄本は本籍地の市区町村に請求しなければなりません。改正により本籍地以外の最寄りの市区町村窓口で請求が可能となります。

(2) 戸籍・除籍・電子証明書提供用識別符号の発行につきましては、戸籍謄本等の提出が必要な行政手続において市区町村が発行する戸籍・除籍・電子証明書提供用識別符号、これはパスワードに相当するものになりますが、これを行政機関に提供することで行政機関が戸籍等の電子証明書をダウンロードすることが可能となり、謄本の提出が不要となるものです。

図の中ほどにあります②識別符号の発行時に手数料が発生します。当面活用できる行政手続はパスポート申請など限定的ですが、今後は利用可能な手続が拡大されていくと見込まれます。

(3) 届け書等の情報内容証明書の交付等につきましては、戸籍の届け書等情報について届け書等の書類を画像情報として電子的に記録したものの内容に係る証明書の交付請求及びこの情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となります。

2 手数料徴収条例の改正につきましては、上記戸籍法の改正に伴いまして全国的に統一して定めることが必要とされている手数料について定めている地方公共団体の手数料の標準に関する政令が12月6日に改正されたことから、政令に準じて所要の改正を行うものです。

改正内容は、(1) 事務の追加として戸籍・除籍謄本等の広域交付、届け書等情報内容証明書の交付等を追加、(2) 手数料の新設として戸籍・除籍・電子証明書提供用識別符号の発行手数料、戸籍1件につき400円、除籍1件につき700円を新たに規定します。

なお、マイナポータルを使用して識別符号の発行と同時に戸籍の電子証明と同一事項の戸籍謄本等を請求する場合は、手数料は発生しません。

施行期日については戸籍法の施行日と同日の令和6年3月1日とするものです。

議案書73-2ページをお願いします。

73-2ページから73-5ページにかけて改正条例案になります。

別表第1中、戸籍法の規定に基づく戸籍に関する事務手数料に係る項を先ほど説明した内容に改めるものです。説明は以上です。

御審議、よろしく願いいたします。

○総務部長（吉澤 一義君） それでは議案書74-1ページをお願いいたします。

議案第74号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）について提案説明を申し上げます。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,367万2,000円を追加し、予算の総額を166億3,434万4,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正は、エネルギーや食料品、また資材や原材料等の価格高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援する緊急経済対策予算を追加する補正となっております。

補正予算の内容につきまして事項別明細書で説明いたしますので、74-4ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

16款2項2目 総務費国庫補助金ですが、今回の緊急経済対策に充てるため物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

歳入は以上でございます。

次に歳出でございますが、今回計上した補正予算は全て臨時交付金を活用した価格高騰支援緊急経済対策とし

て行う事業でございます。

各事業の内容をまとめたものを別冊資料としたプレットに入れてございますので、そちらは後刻お目通しをいただければと存じます。

議案書 74-6 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、1 項 1 目 社会福祉総務費でございますが、住民税非課税世帯及び家計急変により同水準となっている世帯に対し臨時特別給付金 1 世帯当たり 7 万円を支給するための事業費を追加するものでございます。

74-8 ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、1 項 3 目 農業振興費でございますが、ここでは 2 つの事業を計上してございます。

74-9 ページをお願いいたします。

交付金 1 つ目の施設型農家燃油高騰対策支援事業でございますが、燃油価格の高騰により厳しい経営環境にある加温設備を備えた施設型農家に対しまして施設面積に応じ 5 万円～30 万円の経営支援を行うもの。

2 つ目の畜産農家飼料高騰対策支援事業でございますが、飼料の高騰等により厳しい経営環境にある畜産農家に対しまして牛 1 頭当たり 5,000 円、上限 50 万円の経営支援を行うものでございます。

74-10 ページをお願いいたします。

款 7 商工費、1 項 2 目 商工業振興費でございますが、ここでは 4 つの事業を計上してございます。

74-11 ページをお願いいたします。

補助金の 1 つ目は、本年 9 月の補正第 5 号でお願いをいたしました中小事業者等エネルギーコスト削減事業、これは省エネ化に向けた設備、機器の更新で県の助成金の対象とならない規模のものへの支援でございますが、要望が多いことから事業費を追加させていただくもの。

2 つ目、商店街街路灯等省エネルギー対策支援事業でございますが、商店街等が管理する街路灯に係る負担の軽減のため、LED 化及び老朽化した LED の更新等にかかる費用に対し事業費の一部を補助するもの。

3 つ目、飲食店応援チケット事業でございますが、市内飲食店はコロナ禍による生活様式の変化、また物価高の影響を受けていることから、市民向けに飲食店応援チケットを販売するものでございます。1 セット 7,000 円分のチケットを 5,000 円で販売し、1 万 1,000 セットの発行を予定してございます。

次に、交付金、運送事業者等燃料高騰対策応援事業でございますが、燃料高騰により大きな影響を受けている市内運送事業者等を支援するため、路線バスや貸切りバスの事業者、一般貨物自動車運送事業者には所有する自動車 1 台当たり 5 万円を、またタクシー事業者や運転代行業者、貨物軽自動車運送業者には 1 台当たり 3 万円を、1 社当たり 60 台を限度に支援させていただくものでございます。

歳出は以上でございます。

74-12 ページ・13 ページは給与費明細書となっておりますので、後刻お目通しをお願いしたいと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育次長（北澤 英二君） 次に議案書 75 ページをお願いいたします。

議案第 75 号 物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて提案説明を申し上げます。

物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、相手方は御覧のとおりでございます。

事故の概要ですが、令和5年10月25日午前9時頃、赤穂南小学校駐車場において同校用務員が草刈り機を使用して除草作業を実施していたところ、草刈り機が小石を飛ばし、同校内に駐車していた相手方車両に当たり後部座席左側ドア及び窓ガラスを損傷したものでございます。

損害賠償の額は35万1,229円です。

示談の内容でございますが、市の過失割合を100%として、市は相手方に35万1,229円を賠償するものでございます。

今後の対策でございますが、今回の事故は、草刈り作業時における周辺への注意、確認等、飛散防止策が不十分で車両へ損傷を与えたものでございます。

今後、作業時には車両の移動、コンパネ等の対応の徹底を行うなど安全管理に努め、校長会等で関係者への周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

議案調査のため暫時休憩といたします。再開は午前10時25分といたします。

休憩。

午前10時14分 休憩

午前10時25分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

日程第3

議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第74号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

及び

議案第75号 物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

以上、条例1議案、補正予算1議案、事件1議案を一括議題として、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○6 番（池田 幸代君） こちらのエネルギー、食料品等の価格高騰支援緊急経済対策の関係なんですけど、給付対象者の住民税非課税世帯と、それから家計急変世帯は大体これくらいの世帯数だったかなと思うんですが、駒ヶ根市ではこの増加傾向について今どういう状況にあるかということをお聞きしたいのがあります。

それから実施期間なんですけど、年内——12月から、年度内——来年3月までということなんですけど、大体年内に何件くらい振込ができるのか、それで、完了を来年3月——年度内というふうと考えていらっしゃると思うんですが、大体いつ頃までに皆さんのところにこちらの送金ができるのかという時期について教えてください。

○民生部長（中村 竜一君） 対象の世帯数ですけれども、今回は5年度の住民税非課税世帯ということで、7月に3万円の給付を行っておりますけれども、基本的にはその世帯をベースとして、12月1日時点での状況

で給付しますので、ちょっと増減についてはここでは何とも申し上げられませんが、予定とすると 3,000 世帯分を予算化しております。

ちなみに、7月からの交付——3万円の給付につきましては、2,500世帯余となっております。家計急変のほうはこれまでに10世帯ということになっております。

支給の時期ですけれども、システム改修が1月中旬にできるという予定となっておりますので、システム改修次第、通知を出しまして、支給開始は2月になるかと思っております。それで、一応、今のところは年度内での支給をしてみたいというふうに考えております。(池田議員「分かりました」と呼ぶ)

○議 長(小原 茂幸君) ほかに質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第75号までについては、タブレットに掲載してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案第74号については、総務産業委員会は教育民生建設委員会と連携を取り審査してください。

各常任委員会は直ちに委員会を開催し、内容を審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開は放送によりお知らせいたします。

休憩。

午前10時28分 休憩

午後 1時20分 再開

○議 長(小原 茂幸君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

日程第4

議案第66号 駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長(竹村 知子君) 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第66号 駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月14日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長(小原 茂幸君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第67号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

○教育民生建設委員長（小原 晃一君） 教育民生建設委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第67号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月13日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第68号 駒ヶ根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長（竹村 知子君） 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第68号 駒ヶ根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、12月14日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第69号 駒ヶ根市地域介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

○教育民生建設委員長（小原 晃一君） 教育民生建設委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第69号 駒ヶ根市地域介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月13日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第70号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長（竹村 知子君） 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第70号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）につきましては、12月14日、委員会を開き内容を慎重に審査し、教育民生建設委員会と連携を取った結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第71号 財産の処分について

を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

○教育民生建設委員長（小原 晃一君） 教育民生建設委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第71号 財産の処分についてにつきましては、12月13日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定したので報告しま

す。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。
これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。
次に、

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長（竹村 知子君） 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第72号 公の施設の指定管理者の指定についてにつきましては、12月14日、委員会を開き内容を慎重に審査し、教育民生建設委員会と連携を取った結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。
これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する条例
を議題といたします。

本案は本日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

○教育民生建設委員長(小原 晃一君) 教育民生建設委員会審査報告。

12月19日の会議において本委員会に付託された議案第73号 駒ヶ根市手数料徴収条例の一部を改正する
条例につきましては、12月19日——本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきもの
と決定したので報告します。

○議 長(小原 茂幸君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第74号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算(第9号)
を議題といたします。

本案は本日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長(竹村 知子君) 総務産業委員会審査報告。

本日の会議において本委員会に付託された議案第74号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算(第9号)に
つきましては、本日、委員会を開き内容を慎重に審査し、教育民生建設委員会と連携を取った結果、原案を可決
すべきものと決定したので報告します。

○議 長(小原 茂幸君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第75号 物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて
を議題といたします。

本案は本日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

○教育民生建設委員長（小原 晃一君） 教育民生建設委員会審査報告。

12月19日の会議において本委員会に付託された議案第75号 物損事故に係る損害賠償の額を定めること
についてにつきましては、12月19日——本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全会一致で原案を
可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第5 陳情の審査報告、質疑、討論及び採決に入ります。

陳情第7号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する
陳情書

を議題といたします。

本陳情は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長（竹村 知子君） 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された陳情第7号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書につきましては、12月14日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、趣旨採択と決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第7号は趣旨採択とすることに決しました。

日程第6

議 第5号 日本政府の外交努力による、ハマス等パレスチナ武力勢力及びイスラエル双方に対して直ちに恒久的な停戦を求める等の意見書

を議題といたします。

意見書案を朗読いたします。

○局 長（下平 和弘君） 朗読

○議 長（小原 茂幸君） 提案理由の説明を求めます。

○7 番（中島 和彦君） 意見書提出に当たって提案理由の説明を行います。

イスラエルとハマスなどの武装勢力との間の戦闘は、かつてないほど激化し、民間人を壊滅的な状況に追い込んでいます。罪のない一般市民に多大な被害が発生し、死傷者の数は前例がないほどに増え、日々数え切れないほどの人生が打ち砕かれ、引き裂かれています。

毎日の報道に誰もが心を痛み、一日も早い戦闘の中止や停戦、人質の解放を願っているところです。暴力の連鎖には終止符をとの願いは切実です。

政府には、ハマス等、パレスチナ武装勢力及びイスラエル双方に対して、直ちに恒久的な停戦と捕らえられて

いる人質の解放のために外交努力を一層強めること、また国連決議を尊重し人道的かつ平和的な支援を行うこと等、最善の努力を行っていただくことを求めます。

駒ヶ根市議会としての考えを踏まえた意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略して直ちに表決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。

これより議 第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議 第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書が可決されましたが、その条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

市長挨拶。

○市 長（伊藤 祐三君） 令和5年第6回市議会定例会の閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会されました本定例会に提案いたしました条例案件をはじめ、多数の重要案件につきまして熱心かつ慎重なる御審議をいただき、いずれも原案どおり御決定を賜り、本日ここに閉会の運びとなりました。心から厚く御礼を申し上げます。

今会期中に議員の皆様から賜りました御意見、御提言、御要望につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営を図ってまいります。

さて、今年を振り返りますと、国際情勢では、ロシアによるウクライナ侵攻は2月で1年が経過し、戦況は膠着状態に陥っております。さらに、10月にはハマスがイスラエルに大規模攻撃し、イスラエルの報復により現地では深刻な人道危機が起きております。アフリカなど、ほかの地域でも紛争が続き、不安定な国際情勢となっております。

一方、世界保健機関——WHOは、5月、新型コロナウイルスの国際的な公衆衛生上の緊急事態を解除いたし

ました。緊急事態宣言からおよそ3年3か月、世界は未知のウイルスとの闘いを経てコロナ禍前の状態に戻りつつあります。

日本でも、国が新型コロナウイルスの感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同様の5類に引下げ、ウイズコロナ時代が本格的にスタートいたしました。

私が市長就任とほぼ同時に始まったコロナ禍は、当初は出口の見えない状況でありました。令和3年2月からワクチン接種対策室を設置し、医療関係の皆さんと力を合わせ、市民の皆さんの御協力もいただき、前例のない規模の接種に取り組みました。オール駒ヶ根の態勢を築き、かつてない危機を乗り越えることができました。御協力をいただきました全ての皆様に改めてお礼を申し上げます。

さて、内閣府が11月22日発表いたしました月例経済報告は一部に足踏みも見られるとして10か月ぶりに景気判断を引き下げました。設備投資の持ち直しに足踏みが見られることが要因とされています。

一方、内閣府が12月8日発表しました7月～9月の国際総生産改定値は、実質の季節調整値が前期比0.7%減、年換算では2.9%減となり、4・四半期ぶりのマイナス成長となりました。内需の柱である個人消費が下方修正されたことが影響したと見られます。

こうした状況を踏まえ、国は物価高や所得向上、成長力の強化、社会変革の推進、防災・減災等の経済再生に向けた施策を盛り込んだ13兆1,000億円規模のデフレ完全脱却のための総合経済対策の補正予算を成立させ、日本経済を新たなステージに移行させるとしております。

駒ヶ根市内の経済情勢は、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響によりエネルギーなどの物価上昇の継続や、いずれの業種でも人手不足が課題となるなど、厳しい状況に置かれ、市民生活に影響が出ております。

本日上程し可決いただきました一般会計補正予算（第9号）は国の総合経済対策を受けまして編成したものであります。物価高騰による負担が大きい低所得世帯の方々への給付金の支給など、緊急性の高い項目を盛り込んでおり、今後速やかに進め、市民の皆さんの暮らしを下支えしてまいります。

さて、私に与えられました4年の任期は来年1月までとなりました。これまで全身全霊を傾けて市政の進展と住民福祉増進のために職責を務めてまいりました。

振り返りますと、就任当初、駒ヶ根市は2つの危機に直面をしておりました。

1つは先ほど申し上げましたコロナ禍であります。前例のない規模のワクチン接種や公共施設の一時閉鎖、小中学校の休校、商店の皆様への営業時間短縮のお願いなど、様々な対応に取り組みました。市民の皆様には接種会場の受付など多くの御協力をいただき、オール駒ヶ根の力で乗り越えることができました。御理解をいただいたことに改めて感謝をいたします。

もう一つは財政です。将来負担比率が全国市町村でワースト5位という厳しい状況に直面をしておりました。財政は町の基礎体力であります。公共施設の1割削減や道路財源の見える化、3年で原則として全事業を見直すサンセット方式の導入など、駒ヶ根市として初めてスリム化に取り組みました。同時にふるさと納税が4年連続で過去最高を更新するなど、基金を2.5倍に増加、将来負担比率は半分以下に減らすことができました。市民の皆さんの御理解のたまものであります。

さらに、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により暮らし方や働き方が大きく変わり、社会を支える価値観も変容するなど、歴史的な転換点を迎えたことを踏まえ、新たなまちづくりのビジョンとして第5次総合計画

を前倒しで策定いたしました。

2つの危機を乗り越え、いよいよ飛躍のステージは整ったと考えております。

計画期間の2年目を迎えた総合計画では、少子化対策・子育て支援、共生社会づくり、生涯活躍のまちづくりを軸とした中心市街地再構築、竜東振興、地域資源を生かした観光地域づくり、カーボンニュートラル推進の6つの重点プロジェクトの推進に向けて全力で取り組んでおります。

共通基盤であります自治体のDXについては、令和4年6月に策定しましたこまがねDX戦略に基づき、行政手続など市民サービスの向上や市役所内の業務の効率化、学校ICT化等も重点施策として取組を加速させております。

また、子育て全力応援宣言は様々な幅広い施策に取り組んでおり、集中応援期間の最終年度となる今年度は不妊治療の補助や妊婦さんタクシー券の贈呈、モンベル社製通学かばんの贈呈、18歳までの医療費無償化などの施策を実施してまいりました。

全国的に少子化に拍車がかかる中で、駒ヶ根市の出生数は、最近3年間は毎年200人前後で推移することができました。

中心市街地の再構築につきましては、まちづくりを共に進めるJOC Aが銀座通りにゴッチャ！ウェルネス駒ヶ根をオープンし、併せて市の健康ステーション事務局を移転いたしました。個人店舗の開店に加え、来春には小規模保育施設のオープンなども控え、さらなる活性化が進んでまいります。

コロナ禍で大きな打撃を受けた観光では、中央アルプス山麓における観光需要の拡大を図るため周辺スポットと高原を結ぶ交通システムの実証実験を重ね、今年度は7月から10月にかけて1日4便の周遊バスを走らせることができました。

山岳観光では、令和2年3月、中央アルプスが県内4番目の国定公園に指定されました。駒ヶ根市としては初めてクラウドファンディングを活用し檜尾小屋を全面改築し、登山者の拠点施設として今年は多くの利用者でにぎわいました。

また、外務省、JICAと共催による駒ヶ根フォーラムの開催やシン“KOMAGANE”プロジェクトの推進などにより、世界や全国に向け駒ヶ根ブランドの発信に取り組みました。

安心して暮らせるまちづくりに向け、企業誘致や企業等との様々な連携協定の締結をはじめ、昭和伊南総合病院の新築移転方針の決定にも取り組んでまいりました。

市民の皆様とは市長と語り合う会など直接対話する機会を設け、様々な御意見、御提言をいただき、市政運営に生かしてまいりました。

議員の皆様、市民の皆様からの叱咤激励や温かい御指導、御支援、御協力を賜りましたことに、改めて心より感謝を申し上げます。

残された任期も全力を尽くす覚悟であります。間もなく迎える新しい年も真摯な気持ちで取り組んでまいります。引き続き議員の皆さんの御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、年末を控え、一層慌ただしさが増す時期となります。議員の皆様、市民の皆様には、御自愛をされましますます御健勝にて新年を迎えられますとともに、新たな令和6年がよりよい年でありますよう祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

一年間ありがとうございました。

○議長（小原 茂幸君） 議員はじめ関係の皆様、市民の皆様には、健康で希望に満ちた輝かしい新年を迎えられますよう、心より御祈念申し上げます。

これにて令和5年第6回駒ヶ根市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

○局長（下平 和弘君） 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）

お疲れさまでございました。

午後2時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

駒ヶ根市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員